

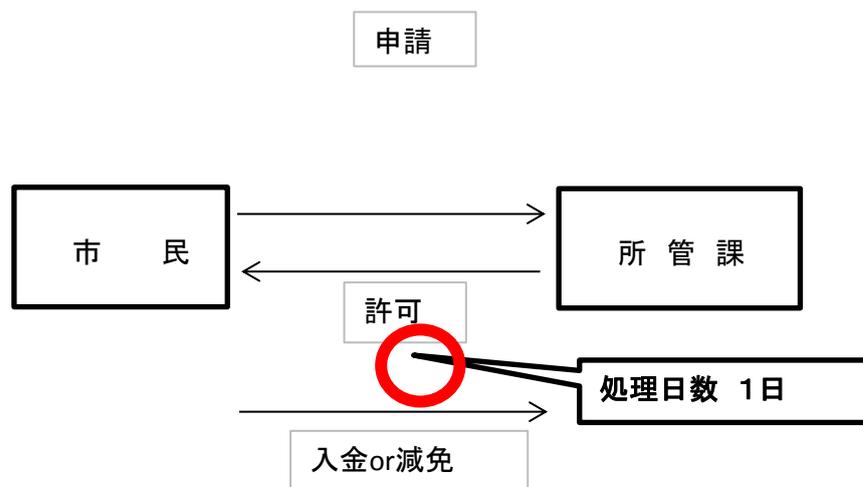
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 233

処 分 名	斎場使用料の減免																			
処 分 の 概 要	生活保護者等特段の理由のあるものの使用料を申請に基づき減免する。																			
根 拠 法 令 名	松山市斎場条例(昭和51年第10号)																			
条 項	第10条																			
所 管 課	生活衛生課																			
経由機関での処理期間		なし																		
所管課での処理期間		1日																		
標 準 処 理 期 間	計	1日																		
判 断 基 準	<p>松山市斎場条例施行規則第6条を基準とする。</p> <p>【根拠法令】 松山市斎場条例 (使用料の減免) 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項に定める使用料を減免することができる。 (1) 生活保護法の規定による保護を受ける者が使用するとき。 (2) 行旅死亡人のために使用するとき。 (3) その他市長が特に必要があると認めるとき。</p> <p>【基準法令】 松山市斎場条例施行規則 (使用料の減免) 第6条 条例第10条第1号及び第2号(身元不明者に限る。)に該当する場合の使用料は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>減額使用料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火葬料 遺体</td> <td>2,500円</td> <td>大棺・小棺の双方に適用する。</td> </tr> <tr> <td>死産児</td> <td>800円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>葬儀場 告別式</td> <td>2,000円</td> <td>2時間当たりの額とする。</td> </tr> <tr> <td>通夜</td> <td>1,000円</td> <td>松山市中島斎場に限り。</td> </tr> <tr> <td>控室及び祭儀室</td> <td>1,000円</td> <td>2時間当たりの額とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 条例第10条第3号の規定による減免については、その都度市長が定める。 3 第1項の規定に該当する者は、福祉事務所長の発行する被保護者であったこと及び行旅死亡人であることを証明する書面を提出しなければならない。 4 条例第10条の規定は、条例別表第1に定める市民について適用があるものとする。</p>		区分	減額使用料	備考	火葬料 遺体	2,500円	大棺・小棺の双方に適用する。	死産児	800円		葬儀場 告別式	2,000円	2時間当たりの額とする。	通夜	1,000円	松山市中島斎場に限り。	控室及び祭儀室	1,000円	2時間当たりの額とする。
区分	減額使用料	備考																		
火葬料 遺体	2,500円	大棺・小棺の双方に適用する。																		
死産児	800円																			
葬儀場 告別式	2,000円	2時間当たりの額とする。																		
通夜	1,000円	松山市中島斎場に限り。																		
控室及び祭儀室	1,000円	2時間当たりの額とする。																		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。